

※必ず3枚とも「特別徴収義務者」欄等の必要事項を記載し、点線にそって3枚に切り離したうえで、3枚とも金融機関に提示してください。
※A4サイズの普通紙（両面白紙のもの）を使用してください。感熱紙、色紙等は受け付けられません。

愛知県	個人市民税 個人県民税
名古屋市	納入済通知書 (公)
市区町村コード	
231029	

口座番号	加入者名
00850-3-960406	名古屋市
10	指定番号(10桁)
12	
令和 年 月分	
給与分 (一括徴収分を含む。)	24 億 千 百 十 万 千 百 十 円
退職所得分	35
延滞金	46
合計額	55
0 0	

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地 〒	-
氏名又は名称	
納	

ゆうちょ銀行取りまとめ店 名古屋貯金事務センター (〒469-8794)	領収日付印
上記のとおり通知します。	
収納事務センター	
受付店→(取りまとめ店) →三菱UFJ銀行 東海公務部 →名古屋市	(名古屋市保管)

退職所得に対する所得割額がある場合は、必ず「納入金額」の「退職所得分」欄及び納入申告書に記載してください。

愛知県	個人市民税 個人県民税
名古屋市	納入書 (公)
市区町村コード	
231029	

口座番号	加入者名
00850-3-960406	名古屋市
10	指定番号(10桁)
12	
令和 年 月分	
給与分 (一括徴収分を含む。)	
退職所得分	
延滞金	0 0
合計額	

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地 〒	-
氏名又は名称	

上記のとおり納入します。	領収日付印
※ 日計	円
収納事務センター	
※印はゆうちょ銀行・郵便局において使用する欄です。	(金融機関保管)

退職・転勤等があったときは、必ず異動届出書を提出してください。

愛知県	個人市民税 個人県民税
名古屋市	領収証書 (公)
市区町村コード	
231029	

口座番号	加入者名
00850-3-960406	名古屋市
10	指定番号(10桁)
12	
令和 年 月分	
給与分 (一括徴収分を含む。)	
退職所得分	
延滞金	0 0
合計額	

納期限	令和 年 月 日
(特別徴収義務者)	
住所又は所在地 〒	-
氏名又は名称	
様	

上記のとおり領収しました。	領収日付印
収納事務センター	
(納入者保管)	

この領収証書は、名古屋市の収納機関の領収日付印がないと効力を生じませんのでご注意ください。

市民税 県民税 納入申告書												
(宛 先)						(受付印)						
名古屋市長												
令和 年 月 日提出												
令和 年 月 分			人員			人						
退職手当等 支払金額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税											
	県民税											
特別徴収義務者	住所又は所在地											
	氏名又は名称											
	法人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」の書き方

- 「令和 年 月分」欄には、退職手当等を支払った年月を記入してください。
- 「人員」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人員の人数を記入してください。
- 「退職手当等支払金額」欄には、退職所得に対する所得割額を徴収した人の分のみの合計額を記入するとともに、「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の個人別内訳書」に必要事項を記載して提出してください。
- 特別徴収税額の「市民税」「県民税」欄には、退職所得に対する所得割額を市民税と県民税とに区分して記載してください。
- 特別徴収義務者の「法人番号」欄には、法人番号を記載してください。
(注) 個人事業主の方は、この様式ではなく、個人事業主用の様式を使用してください。

納入する際の注意事項

- この納入書は、給与の支払をする際に徴収した市民税・県民税の特別徴収税額（月割額）と退職手当等の支払をする際に徴収した退職所得分の所得割額とを合わせて納めることができる用紙になっています。
給与から徴収した月割額（給与または退職手当等から一括徴収した未徴収税額を含みます。）は「納入金額」の「給与分」の欄に、退職手当等から徴収した退職所得に対する所得割額は「納入金額」の「退職所得分」の欄にそれぞれ記入してください。
なお、退職所得に対する所得割額を徴収した場合には、次のとおり退職所得分の「市民税 県民税 納入申告書」に必要事項を記載して提出してください。
 - 法人の方は、納入済通知書裏面にある様式を使用し、収納機関に提出してください。
 - 個人事業主の方は、個人事業主用の様式を使用し、名古屋市個人市民税特別徴収センターに提出してください。
- 徴収した給与分の月割額と退職所得に対する所得割額を翌月の10日（土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日）までに納入してください。
- 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算します。
(注) 当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合で、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）でそれぞれ計算します。
なお、計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。
また、延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。